

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 2～5（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社	（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 2～5（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
7～11（略） 六～十一（略）	7～11（略） 六～十一（略）

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2ゝ5（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一ゝ四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六ゝ十一（略） 7ゝ11（略）	（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2ゝ5（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一ゝ四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六ゝ十一（略） 7ゝ11（略）

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（専門子会社の業務等） 第七十条（略） 2・3（略） 4 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六～十一（略）	（専門子会社の業務等） 第七十条（略） 2・3（略） 4 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の第二一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六～十一（略）

5
9 (略)

5
9 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（専門子会社の業務等） 第十条（略） 2・3（略） 4 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社	（専門子会社の業務等） 第十条（略） 2・3（略） 4 第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六〇十一 (略)
五〇九 (略)

六〇十一 (略)
五〇九 (略)

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（専門子会社の業務等） 第五十六条（略） 2〃4（略） 5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一〃四（略） 五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項（事業再編計画の認定）若しくは第二十六条第一項（特定事業再編計画の認定）に規定する認定を受けている会社又は同法第二百二十一条第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社	（専門子会社の業務等） 第五十六条（略） 2〃4（略） 5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一〃四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項（事業再構築計画の認定）、第七条第一項（経営資源再活用計画の認定）、第九条第一項（経営資源融合計画の認定）、第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）、第十四条第一項（事業革新設備導入計画の認定）若しくは第十六条第一項（資源制約対応製品生産設備導入計画の

六〇十一 (略)
6〇10 (略)

六〇十一 (略)
6〇10 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六條第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六條第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

認定に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社